

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年10月24日耳原病院労働組合執行委員長内海裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年10月31日

大阪府知事 吉村 洋文

1 事件

年末一時金等の要求に関する件

2 日時

令和7年11月6日から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる施設において、耳原病院労働組合の組合員が従事する全職場

名 称	所 在 地
社会医療法人同仁会本部	堺市堺区大仙西町六丁184番2号
社会医療法人同仁会耳原総合病院	同 同 協和町四丁465番
社会医療法人同仁会みみはら高砂クリニック	同 同 高砂町四丁109番2号
社会医療法人同仁会みみはら在宅クリニック	同 同 老松町三丁73番2号
社会医療法人同仁会耳原鳳クリニック	同 西区鳳南町五丁595番
社会医療法人同仁会みみはらファミリークリニック	同 北区蔵前町三丁5番47号
社会医療法人同仁会耳原歯科診療所	同 堺区大仙西町六丁184番2号
社会医療法人同仁会耳原鍼灸院	同 同 旭ヶ丘中町二丁1番7号
社会医療法人同仁会介護老人保健施設みみはら	同 西区鳳南町五丁594番1号
社会医療法人同仁会介護事業部	同 堺区大仙西町六丁176番

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。